

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一〇九の二（略） 十 ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト（別名ダイアジノン）を含有する製剤。ただし、ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト五%（マイクロカプセル製剤にあつては、三〇%）以下を含有するものを除く。 十の二〇二十八の十四（略） 二十八の十五 四―クロロ―二―フルオロ―一―（RS）―二・二・二―トリフルオロエチル）スルフィンニル〕フェニル〕五―〕（トリフルオロメチル）チオ〕ペンチル〕エーテル（別名フルペンチオフェノツクス）及びこれを含有する製剤 二十八の十六（略） 二十九〇三十一の三（略） 三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (1)〇三十一（略） (32) 一―（三―クロロ―四・五・六・七―テトラヒドロピラゾロ〔一・五―a〕ピリジン―二―イル）―五―〕（シクロプロピルメチル）アミノ〕―H―ピラゾール―四―カルボニトリル（別名シクロピラニル）及びこれを含有する製剤 (33)〇一八八（略）</p>	<p>（劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一〇九の二（略） 十 ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト（別名ダイアジノン）を含有する製剤。ただし、ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト五%（マイクロカプセル製剤にあつては、二五%）以下を含有するものを除く。 十の二〇二十八の十四（略） (新設) 二十八の十五（略） 二十九〇三十一の三（略） 三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (1)〇三十一（略） (新設) 〇三十一（略） (32)〇一八七（略）</p>

2 三十三〜百十 (略)

2 三十三〜百十 (略)